

○内閣府告示第百六号

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第二条第一項第十号イの別表第二十六の五の項の規定に基づき、内閣総理大臣が定める届出の方法を定める告示を次のように定め、令和六年九月一日から施行する。

令和六年八月二十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

食品表示基準第二条第一項第十号イの別表第二十六の五の項の規定に基づき、内閣総理大臣が定める届出の方法を定める告示

（適用）

第一条 機能性表示食品（食品表示基準第二条第一項第十号に規定する機能性表示食品をいう。）のうち、同号イの別表（以下単に「別表」という。）第二十六の五の項に規定する届出者の届出の方法については、この告示の定めるところによる。

（届出の方法）

第二条 届出者は、別表第二十六の五の項に規定する事項を記録した電磁的記録を、消費者庁が整備する「機能性表示食品制度届出データベース」を用いて、消費者庁長官に提出する。ただし、災害その他のやむを得ない事由により、当該データベースによる提出ができないときは、この限りでない。

第三条 届出者は、前条の規定による提出をするときは、様式を用いるものとする。

様式

商品名	
健康被害の情報の対応窓口部署名等	
電話番号	
電子メールアドレス	
上記手段以外の連絡先	
連絡対応日時	
組織図及び連絡フローチャート	

(記載要領)

1. 「商品名」、「健康被害の情報の対応窓口部署名等」、「電話番号」及び「連絡対応日時」の記載並びに「組織図及び連絡フローチャート」の電磁的記録媒体による添付は、必ず行うこと。
2. 「電話番号」は、容器包装に表示される電話番号と一致させること。
3. 「連絡対応日時」は、消費者、医療従事者等からの連絡に対応することが可能な曜日、時間等を記載すること。
4. 「組織図及び連絡フローチャート」に添付する組織図は、届出者の組織内における窓口となる部署の位置付けが明記されていること。また、窓口となる部署が届出者と異なる場合、届出者との関係が明記されていること。
5. 「組織図及び連絡フローチャート」に添付する連絡フローチャートは、健康被害に関する情報の収集、評価並びに消費者及び行政機関への情報提供について一連の行程が分かるものであること。
6. 本様式には国内に設置された窓口の情報を記載すること。